

「美郷町ラベンダーまつり」出店申請要項

秋田県美郷町
商工観光交流課

1. 出店申請にあたって

美郷町の初夏の一大イベントとして定着した「美郷町ラベンダーまつり」は、県内はもとより県外、海外からのお客様が来場されます。

美郷町の観光や物産をPRし、町内を周遊していただき、美郷町観光のリピーターとなっていただく絶好のチャンスと捉えております。

つきましては、ご来園いただいたお客様からは当町やラベンダー園に対するイメージを良いものにしていただきたと考えておりますので、ラベンダーまつりの運営に対してご理解ご協力の程、よろしく申し上げます。

2. イベント（出店可能）期間 及び 時間

令和8年6月6日（土）～6月28日（日） 午前9時～午後5時

3. 出店場所

大台野広場 ラベンダー園内 ※出店場所は当方で指定します。

4. 出店料

1日あたり550円～（20㎡を超えた場合、1㎡につき50円が加算されます。）

5. 出店許可

出店希望者より提出された申請書を当方で審査し決定します。

出店箇所については出店日数に応じて割り振らせていただきますのでご了承ください。

6. 出店申請条件

①期間中、土日を含め14日以上出店すること。

②出店に必要な許可申請は自ら行うこと。（保健所、消防署等）

③出店が認められない場合でも、異議等の申立てを行わないこと。

④出店が認められた場合でも、出店場所等の決定事項に異議を申し立てないこと。

⑤出店者ルールを順守すること。

7. 提出書類一覧

番号	提出書類	備 考
1	出店申請書 (特定地区公園内行為許可申請書)	必要事項を記入 <u>申請者の身分証明書のコピーを提出</u>
2	申請者及び営業補助者一覧	
3	誓約書	<u>必ず署名捺印する</u>

8. 提出期限

令和8年4月30日(木) 午後5時必着

9. 提出先

〒019-1541

秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10

美郷町役場 商工観光交流課

メール: kanko@town.misato.akita.jp

※メールでの提出の場合、誓約書の原本を後日ご参加いただく出店者説明会の際に、ご持参ください。

「美郷町ラベンダーまつり」出店者ルール

秋田県美郷町
商工観光交流課

(1) ラベンダーまつりの期間について

開園期間：令和8年6月6日（土）～6月28日（日）

開園時間：午前9時～午後5時

(2) 出店にあたっての取り決め等について

開園までの流れについて

- ① 店に必要な保健所や消防署等への許可申請は各自で行ってください。
- ② 出店者が使用する電源は各自で用意してください。
※電気の容量には限界があり、ラベンダーまつりの運営に支障をきたす恐れがあるため。
- ③最低限の給水及び排水管については町で準備しますが、延長コード、ホース、蛇口等については各自で準備してください。
- ④出店の場所は営業日数や出店内容等を考慮して町で割当てます。なお、限られた場所での割当てになるため店舗の縮小等をお願いする場合があります。現場の状況に応じて出店場所の変更をお願いする場合があります。
- ⑤申請して許可を受けた内容以外（販売内容、出店日等）の営業は禁止します。
- ⑥今回の出店については出店料がかかりますので、納付書にて納期限まで必ず納付してください。

※出店料：20㎡以内（2間×3間テント）で、1日550円です。これを超えた場合は1㎡あたり50円の加算になります。

※美郷町特定地区公園条例第11条第1項の規定により出店料は還付できません。

店舗設置について

店舗の設置は6月5日（金）のみとし、安全に充分配慮し実施してください。

保健所、消防署による検査がありますので、必ず立ち会ってください。

検査の日時は出店者説明会の際にお知らせします。

※決められた場所に店舗を設置し、風に飛ばされないようにしてください。

開園期間中の営業等について

- ①出店準備は午前8時50分までに終了してください。
- ②開園時間内（午前9時～午後5時）の園内への車等の出し入れは禁止します。
- ③営業行為をする時は必ず各種許可証を掲示し、営業許可書を着用してください。
※各書類の掲示及び着用がない場合、また許可者以外の営業行為は固く禁じます。
- ④飲酒しながらの販売行為、園内での喫煙は禁止です。
※発見した場合は許可を取消し、即刻退去していただきます。
※来場者から出店者の喫煙について苦情が寄せられた経緯があります。
- ⑤自分の店舗から出たゴミについては責任をもって片付け、持ち帰ってください。
提供した商品の空き容器当も各店舗で責任を持って回収してください。
特に、雑排水の出る店舗の方は、排水枡内の掃除もしてください。
- ⑥テーブル・イス等の清掃を確実に行ってください。
- ⑦出店関係者の駐車場は、平日はトイレ北側の駐車場としますが、土日は、臨時駐車場（野球場）とします。
- ⑧園内の清掃に協力願います。ゴミ袋は町で準備します。
- ⑨ルールを守れない場合や店舗同士のトラブル、お客様とのトラブル等があった場合は、許可を取消し、基本的に次年度以降の許可はしません。
- ⑩来園された方より、出店者のテントが汚れており景観が損なわれているというご意見をいただきました。出店の際に使用するテントについては美観を損なうようなものは控え、また出店をしない平日などについても、来園者が不快と思われることが無いようテントをたたみ、テント内にゴミなど置いたままにしないようお願いします。